

## 春日部駅構内通行費用支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、春日部駅付近の東西地域を往来するため同駅の構内を通行するために購入した普通入場券及び定期入場券（以下「入場券」という。）の費用を負担する者に対し、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、春日部市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第125号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する市内在住者であって、第6条に規定する登録認定を受けたものとする。

- (1) 補助の対象となる年度において年齢が75歳以上の者（補助の対象となる年度の翌年度の4月1日までの間に75歳に達する者を含む。）
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- (3) 未就学児の氏名が記載された医療保険の被保険者証、組合員証又は加入者証を所持する者
- (4) 未就学児の氏名が記載された生活保護受給者証を所持する者
- (5) 第1号及び第2号に規定する者の入場券の購入代金を負担した者

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、利用者（前条第1号から第4号までに規定する者をいう。以下同じ。）が第6条に規定する登録認定を受けた日以後に春日部駅付近の東西地域を往来するため同駅の構内を通行するために購入した入場券又は定期入場券の購入代金とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者が所持する前条第2号に規定する手帳の旅客運賃減額種別欄に第1種の記載がある場合は、第6条に規定する登録認定を受けた日以後に利用者の介助者（以下「介助者」という。）が利用者とともに通行するために購入した入場券の購入代金（当該介助者1人分の購入代金に限る。）についても補助対象経費とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第1に定める額以内の額とし、かつ、毎年度予算の範囲内において市長が定める額とする。

2 前条第2項の規定により補助対象経費となる介助者の補助金の額は、利用者1人の通行

1回につき介助者1人分とし、別表第1に定める額とする。

(登録申請)

第5条 補助金の申請をしようとする者は、補助金の申請をする前に、あらかじめ春日部駅構内通行費用支援事業登録申請書兼支払金口座振替依頼書兼委任状（75歳以上の方又は障がい者の方に係る申請用）（様式第1号）又は春日部駅構内通行費用支援事業登録申請書兼支払金口座振替依頼書兼委任状（未就学児に係る申請用）（様式第1号の2）により、次に掲げるもののうち必要な書類を添えて市長に申請し、登録の認定を受けなければならない。

- (1) 第2条第1号に規定する年齢が確認できるもの
- (2) 第2条第2号に規定する手帳
- (3) 第2条第3号に規定する被保険者証、組合員証又は加入者証
- (4) 第2条第4号に規定する生活保護受給者証
- (5) 現住所が確認できるもの
- (6) 補助金振込先金融機関口座と口座名義人が確認できるもの
- (7) その他市長が必要と認める書類

(登録認定)

第6条 市長は、前条の申請に基づき登録の認定をしたときは、補助対象者に対し、春日部駅構内通行費用支援事業登録認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(登録変更又は取消しの申請)

第7条 補助対象者は、登録の内容を変更し、又は取消ししようとするときは、春日部駅構内通行費用支援事業登録申請変更（取消）申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

(登録変更又は取消し)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により第6条に規定する登録認定を受けたとき。
- (3) 入場券を不正使用したとき。
- (4) その他市長が補助対象者として不適切であると認めたとき。

2 市長は、前条の申請に基づき登録を変更し、又は取り消したときは、春日部駅構内通行費用支援事業登録変更（取消）通知書（様式第4号）により、当該補助対象者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該補助対象者が転出した場合
- (2) 当該補助対象者が死亡した場合
- (3) 第2条第3号及び第4号の未就学児が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学した場合
- (4) その他市長が特別の理由があると認める場合  
(交付の申請)

第9条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、別表第2に定める申請期間内に、春日部駅構内通行費用支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第5号）に次の各号のいずれかに掲げる書類を添付し、提出しなければならない。ただし、当該交付の申請は、別表第2に定める申請期間ごとに、それぞれ1回限りとする。

- (1) 普通入場券を購入した場合は、普通入場券の購入を証する領収書
- (2) 定期入場券を購入した場合は、使用済定期入場券

2 前項の補助金交付申請書兼請求書は、別表第2に定める補助金交付対象期間の補助対象となる利用分をまとめて提出するものとする。

(交付決定の通知)

第10条 補助金の交付決定の通知は、春日部駅構内通行費用支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）によるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(春日部駅構内通行費用支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 春日部駅構内通行費用支援事業補助金交付要綱（平成29年6月7日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(要綱の見直し)

4 市長は、補助金支出の効果の検証を毎年度行うものとし、その結果に基づいて平成35年3月31日までに要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。

別表第1（第4条関係）

入場券の種類	普通入場券	定期入場券
補助金の額	大人（中学生以上をいう。以下同じ。） 1月当たり、1,000円を上限とする。 ただし、1,000円に満たない額の場合は、当該金額とする。	1月当たり、1,000円を上限とする。
	小児（第2条第2号に該当する小学生（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部に通学する児童を含む。）をいう。以下同じ。） 1月当たり、500円を上限とする額。 ただし、500円に満たない額の場合は、当該金額とする。	

別表第2（第9条関係）

期間その1	補助金交付対象期間	毎年4月1日から9月末日まで
	申請期間	毎年4月1日から10月3日まで （10月3日が閉庁日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い開庁日の開庁時間までとする。）
期間その2	補助金交付対象期間	毎年10月1日から翌年3月28日まで
	申請期間	毎年10月1日から翌年3月末日の開庁日 （3月末日が閉庁日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い開庁日の開庁時間までとする。）

75歳以上の方又は障がい者  
の方に係る申請用

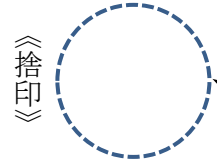
春日部駅構内通行費用支援事業

登録申請書兼支払金口座振替依頼書兼委任状

春日部市長あて

春日部駅構内通行費用支援事業について、下記の内容に相違ないことを確認の上、春日部駅構内通行費用支援事業補助金交付要綱第5条の規定により登録申請いたします。また、私に支給される補助金について、下記口座に振り込むことを依頼します。

記



1. 登録申請

申請日	年 月 日	
<b>申請者</b>  費用を負担する人 <b>※市内在住者</b>	住所	〒 ー 春日部市
	電話番号	日中連絡のとれる電話番号 ー ー
	フリガナ	
	氏名	
生年月日	年 月 日 ( 歳)	
利用者 <b>※申請者と異なる場合</b> ※市内在住者 申請内容を利用 者に通知するこ とがあります。	住所	〒 ー 春日部市
	電話番号	日中連絡のとれる電話番号 ー ー
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日 ( 歳)
申請者との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 親戚（続柄 ー） <input type="checkbox"/> その他（※詳しく ー）	
春日部駅構内通行費用支援事業補助金要綱第2条に規定する補助対象者の要件等について、市の管理する公簿等で確認することに同意します。 申請者署名 _____		

注 交付の申請は、春日部駅構内通行費用支援事業補助金交付要綱別表第2に定める申請期間ごとに1回限りとする。

2. 振込口座（申請者本人口座）

※申請者と口座名義人が異なる場合は「3. 委任状」に申請者の署名捺印が必要です。

金融機関名		支店名		表面と同じ印 《捨印》 
銀行・信金 信組・農協		支店 出張所		
預金種目	口座番号（右づめ）	口座名義（カタカナで通帳の通りすべて記入）		
1 普通				
2 当座				

3. 委任状（申請者と口座名義人が異なる場合のみ）

※必ず申請者の署名捺印をお願いします。

## 委任状

私は、前記口座名義人を代理人と定め、春日部駅構内通行に要する費用に対する補助金の受領に関する権限を委任します。

申請者住所

申請者氏名（自署） 印

4. 登録申請書提出者確認

申請者と提出者が異なる場合は、下記に氏名・住所・電話番号をご記入ください。

登録申請書提出者

フリガナ

氏 名

\_\_\_\_\_

住 所

\_\_\_\_\_

電話番号（日中連絡がとれる番号）

\_\_\_\_\_

様式第1号の2 (第5条関係)

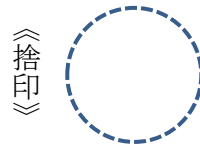
未就学児に係る申請用

春日部駅構内通行費用支援事業  
登録申請書兼支払金口座振替依頼書兼委任状

春日部市長あて

春日部駅構内通行費用支援事業について、下記の内容に相違ないことを確認の上、春日部駅構内通行費用支援事業補助金交付要綱第5条の規定により登録申請いたします。また、私に支給される補助金について、下記口座に振り込むことを依頼します。

記



1. 登録申請

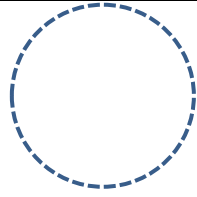
申請日	年 月 日		
申請者 未就学児の氏名が記載された医療保険の被保険者名、組合員名又は加入者名	住所	〒 ー ー 春日部市	
	電話番号	日中連絡のとれる電話番号 ー ー	
	フリガナ		印
	氏名		
	生年月日	年 月 日 ( 歳)	
未就学児について ※健康被保険証に記載されている家族 (被扶養者)	住所	1 申請者と同じ 2 利用者と同じ 3 その他(春日部市 )	
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年 月 日 ( 歳)	
春日部駅構内通行費用支援事業補助金要綱第2条に規定する補助対象者及び同条第3号及び第4号の未就学児に係る要件等について、市の管理する公簿等で確認することに同意します。			
申請者署名 _____			

注 交付の申請は、春日部駅構内通行費用支援事業補助金交付要綱別表第2に定める申請期間ごとに1回限りとする。

裏面に続く

2. 振込口座（申請者本人口座）

※申請者と口座名義人が異なる場合は「3. 委任状」に申請者の署名捺印が必要です。

金融機関名		支店名		表面と同じ印 《捨印》 
銀行・信金 信組・農協		支店 出張所		
預金種目	口座番号（右づめ）	口座名義（カタカナで通帳の通りすべて記入）		
1 普通				
2 当座				

3. 委任状（申請者と口座名義人が異なる場合のみ）

※必ず申請者の署名捺印をお願いします。

## 委任状

私は、前記口座名義人を代理人と定め、春日部駅構内通行に要する費用に対する補助金の受領に関する権限を委任します。

申請者住所

申請者氏名（自署） 印

4. 登録申請書提出者確認

申請者と提出者が異なる場合は、下記に氏名・住所・電話番号をご記入ください。

登録申請書提出者

フリガナ

氏 名

\_\_\_\_\_

住 所

\_\_\_\_\_

電話番号（日中連絡がとれる番号）

\_\_\_\_\_



年 月 日

〒 -  
春日部市

様

春日部市長

印

春日部駅構内通行費用支援事業登録認定通知書

春日部駅構内通行費用支援事業の登録申請の内容については、下記のとおり登録認定しましたので、春日部駅構内通行費用支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

登録認定番号		
登録認定日		
申請者氏名		
利用者氏名		
未就学児氏名		
振込先	金融機関名	
	支店名	
	口座番号	
	口座名義人カナ	

【問い合わせ先】 春日部市 課  
〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地  
電話番号：048-736-1111（内線 ） FAX 番号：048-736-1974

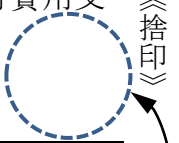
様式第3号（第7条関係）

春日部駅構内通行費用支援事業登録申請変更（取消）申請書

春日部市長あて

春日部駅構内通行費用支援事業の登録申請した内容について、春日部駅構内通行費用支援事業補助金交付要綱第7条の規定により下記の通り変更（取消）を申請します。

1. 変更（取消）申請



届出日	年 月 日			
申請者	登録認定番号			
	フリガナ			
	氏名	印		
	生年月日	年 月 日 ( 歳)		
変更内容 該当するところに チェック	<input type="checkbox"/> フリガナ			
	<input type="checkbox"/> 氏名			
	<input type="checkbox"/> 住所	〒 ー ー 春日部市		
	<input type="checkbox"/> 電話番号	電話番号 ー ー		
	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 振込口座 <input type="checkbox"/> 旅客運賃減額 種別第1種	<input type="checkbox"/> 振込口座 ※申請者と口座名 義人が異なる場合 は「3. 委任状」 に申請者の署名捺 印が必要です。	金融機関名	支店名
			銀行・信金 信組・農協	支店 出張所
			預金種目	口座番号 (右づめ)
		1 普通 2 当座	口座名義 (カタカナで通帳の通りすべて記入)	
<input type="checkbox"/> 旅客運賃減額種別第1種 ※手帳を確認させていただきます。				
登録取消	(申請者名) _____ は春日部駅構内通行費用支援事業の登録申請の取消しを申請します。			
春日部駅構内通行費用支援事業補助金要綱第2条に規定する補助対象者の要件等について、市の管理する公簿等で確認することに同意します。 申請者署名 _____				

裏面に続く

2. 委任状（申請者と口座名義人が異なる場合のみ）

※必ず申請者の署名捺印をお願いします。

## 委任状

私は、前記口座名義人を代理人と定め、春日部駅構内通行に要する費用に対する補助金の受領に関する権限を委任します。

申請者住所

申請者氏名（自署）

印

3. 登録申請書提出者確認

申請者と提出者が異なる場合は、下記に氏名・住所・電話番号をご記入ください。

登録申請変更（取消）申請書提出者

フリガナ  
氏 名

\_\_\_\_\_

住 所

\_\_\_\_\_

電話番号（日中連絡がとれる番号）

\_\_\_\_\_ — \_\_\_\_\_

年 月 日

〒 -  
春日部市

様

春日部市長 印

春日部駅構内通行費用支援事業登録変更（取消）通知書

春日部駅構内通行費用支援事業について、春日部駅構内通行費用支援事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり登録の変更（取消）をしましたので通知します。

記

登録認定番号	
登録認定日	
申請者氏名	
利用者氏名	
未就学児氏名	
取消理由	
取消日	

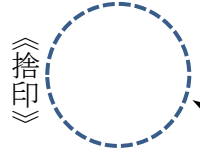
【問い合わせ先】 春日部市 課  
〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地  
電話番号：048-736-1111（内線 ） FAX 番号：048-736-1974

様式第5号（第9条関係）

春日部駅構内通行費用支援事業補助金交付申請書兼請求書  
（ 年 月～ 月通行分）

春日部市長あて

春日部駅構内通行費用支援事業補助金について、下記のとおり春日部駅構内通行費用支援事業補助金交付要綱第9条の規定により交付申請及び請求をいたします。



※登録認定通知書をご覧になって、お間違いのないようにご記入ください。

<b>申請者</b> ※登録申請書に「申請者」として記入された方	申請日	年 月 日					
	登録認定番号						
	住所	〒 - 春日部市					
	電話番号	日中連絡のとれる電話番号 - -					
	フリガナ						印
氏名							
<b>利用者</b> ※登録申請書に「利用者」として記入された方	フリガナ						
	氏名						
<b>未就学児氏名</b> ※未就学児に係る申請の場合	フリガナ						
	氏名						
◆普通入場券購入利用分					◆定期入場券購入利用分		
利用月	申請者又は利用者分		(介助者分) ※該当者のみ		各月の補助金額 ※各月の上限は1,000円 (小児500円)	申請者又は利用者分	
	枚	円	枚	円	円	枚	枚
月	枚	円	枚	円	円	枚	枚
月	枚	円	枚	円	円	枚	枚
月	枚	円	枚	円	円	枚	枚
月	枚	円	枚	円	円	枚	枚
月	枚	円	枚	円	円	枚	枚
<b>合計補助金額</b> (各月の上限額を超えて加算しないように注意) _____円					合計__枚×1,000円＝ _____円		

**入場券の領収書（現物）又は使用済の定期入場券（現物）を添えて提出してください。**

※領収書の発行日が今回の補助対象期間内のものであるかを必ずご確認ください。

※提出された領収書及び定期入場券は返却いたしませんのでご了承ください。

※補助金上限額を超えた分の普通入場券の領収書の提出は不要です。

年 月 日

〒 -  
春日部市

様

春日部市長 印

春日部駅構内通行費用支援事業補助金交付決定通知書

春日部駅構内通行費用支援事業の申請及び請求について、春日部駅構内通行費用支援事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

登録認定番号				
登録認定日				
申請者氏名				
利用者氏名				
未就学児氏名				
補助金交付額（合計）				
内 訳	月分		月分	
	月分		月分	
	月分		月分	

【問い合わせ先】 春日部市 課  
〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地  
電話番号：048-736-1111（内線 ） FAX 番号：048-736-1974